

オランダにおける文化遺産マネジメント

The current situation of Archaeological Heritage Management in the Netherlands

ウィレム・J・H・ウィレムス
Willem J.H. WILLEMS

翻訳：阿部嘉子
Translation：Yoshiko ABE

Abstract

Archaeological heritage management in the Netherlands has changed a great deal in the past 15 years, from an emphasis on rescue excavations and the conservation of individual archaeological monuments to a more integrated development planning and management approach. This shift, and the demands of the Convention of Malta, has recently generated a substantial increase in archaeology-related business in the Netherlands. This article describes the ongoing Dutch efforts to combine a system of quality assurance with the free market principle in archaeological work, through the efforts of both public and private organizations. In particular it focuses on the Quality Standard developed by the archaeological community, which becomes a key element in the quality assurance system. While the system has already produced important and positive change, the basic Dutch approach to heritage preservation still remains the same: to leave sites undisturbed and out of the public eye wherever possible.

オランダの文化遺産マネジメントは他のヨーロッパ諸国と同じくこの15年間で大きく変化した。この原稿ではオランダの文化遺産のマネジメントの発展を簡単に紹介し、近年の大きな変化を振り返る。

文化遺産マネジメントの背景

オランダの初期の文化遺産マネジメントは、戦争によって破壊された都市部での緊急発掘という形で行われた。これは1950～60年代の経済成長期を通して続いた。考古学的文化遺産マネジメントはまた、徐々に自治体や州レベルに浸透した。1961年の記念物法(Monuments Act)で遺跡保護が法的に可能になったが、遺跡は個別に扱われ、その遺跡の背景や状況というものはあまり考慮されなかった。

しかし1980年代、大きな意識変化が起きた。まず考古学遺跡というものが活用されるべき文化的資源として扱われるようになった。また“遺跡に対する日々のケアと保護”というコンセプトが“考古学資源のマネジメント”という考え方でとらえられ、各遺跡一つ一つを分離して扱うべきではないということが改めて認識された。マネジメントは自然および人造の背景を踏まえてすべきものであり、遺跡は州規模で、進行する計画プロセスの一部として管理されることになったのである。緊急発掘とはつまり、計画プロセスの意思決定段階に考古学について考えてこなかった結果であるということが徐々に認識された。

この認識は1992年にオランダも調印したヨーロッパ諸国のマルタ協定(European Convention on the Protection of the Archaeological Heritage: 考古遺産の保護に関するヨーロッパ条約又はヴァレッタ条約ともいう)に反映されている。「計画プロセスに考古学を含む」だけでなく、この協定はさらに「遺跡の現

状での保存を最優先させる」、「それが不可能である場合は開発業者が発掘のコストを負担する」ことを要求したことから、この15年間でオランダでの考古学遺跡マネジメントの現状は大きく変化し、記念物法も修正が必要になった。

文化遺産マネジメントの現状

マルタ協定を遵守するための法改正は現在(2006年4月)、新法がようやく国会に採用される段階にきている。しかし、協定の原則はここ10年、2001年に告示された移行的措置などに援けられて既に実施されている。

マルタ協定の第1原則、すなわち遺跡の保護を全ての開発計画の最優先事項とするという条項は特に重点的に対処され、開発計画プロセスと考古学的関心の融

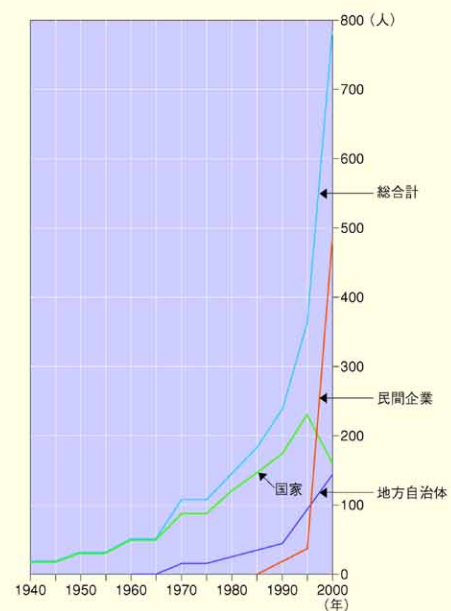


図1 オランダ考古学業界の常勤雇用の増加 (1940～2000年)。特にこの10年の増加が著しい。



1 ライン川沿のウールデン町で遺跡保護を目的とした発掘が行われ、ローマ時代の河川運搬船が出土した。ライン川は紀元後1～5世紀前半までローマ帝国の北方の前哨であった。年輪年代分析によると運搬船の建造は148年ごろである。
2 修復するために運搬船を持ち上げているところ。状態が極めて良好であったため運搬船は完成で運び出され、現在オランダ海洋考古学研究所で保存されている。

合はかなり進んでいる。結果として考古学調査にかなりの資金が投入されるようになり(2004年度総額6,500万ユーロと予測)、考古学者の雇用も増加した(図1)。

この結果考古学ビジネスの増加を踏まえ、「市場原理」に基づく考古サービス業界が創られるべきだという政治判断が生まれた。民間調査機関はそれぞれ市場原理のもと、考古サービスを提供できるようになった。実はこのシステムは2001年末より実質的に機能しており、民間の発掘調査には認可登録が義務付けられている。現在すでに19の発掘業者が登録されており、その規模も100人から10人以下と様々である。考古学という分野全体では75企業が活動しており、それ以外の企業は特殊分野やコンサルタント業等、認可を必要としないサービスを提供している。この政治判断にはしかし「考古ビジネスはサービスであると同時に研究事業でもあり、研究面は公衆が考古学的文化遺産を理解し楽しむために不可欠なもの」という一面もあり、市場原理は仕事の質が必要基準を満たす場合にのみ適用されることになった。その結果として品質保証システムが自由市場とあわせて導入され、すべての考古ビジネスが基準に達していることが保証されることになった。

考古学における品質保証システム

図2のように、オランダの品質保証システムは行政、開発計画者、そして民間調査機関の関係から成り立つ。図上の最重要事項は行政と考古業者の関係である。オランダでは、考古学資源の正しい扱いと過去に対する知識の獲得は、行政の責任の一部であり、これらは開発計画者と民間調査機関の思惑が絡む機構・仕組みでは保証しきれないと考える。商業的、経済的な関心が最優先されるリスクが大きすぎるからである。そこで

行政が何を調査するのか決定する。開発業者が民間調査機関の入札に使う文書の元となる、研究課題を含むプロジェクト概要(計画)を作る責任は行政にあると規定している。

このようにシステムは構築されたが、民間調査機関による発掘、記録、報告の基準が満たすべき学術的基準に達する保証はなかったため、さらにいろいろな品質保証メカニズムの“カクテル”(融合体)が付け足された。公の法体制や行政機関による監督、それと民間の自主規制が相互に干渉し、相互に依存することによってシステムが強化されるというのが基本的な考えである(図3)。法律は認可なしには発掘ができないとする。同時に調査を監察する機構として国立考古監察局(State Inspectorate for Archaeology)が創設され、考古発掘調査の品質をチェックし法律の遵守を監視することとなった。

ここで鍵となるのはオランダ考古学指針(Kwaliteitsnorm Nederlandse Archeologie: Dutch Archaeology Quality Standard: 以下指針)である(註)。これは文化省の指導により、考古学関係者によって開

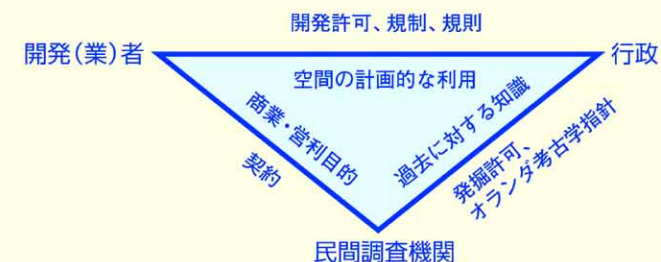


図2 行政、開発業者、民間調査機関の三者関係
オランダでは、考古学資源の正しい扱いと過去に対する知識の獲得は行政責任の一部であり、これらは開発計画者と考古業者の商業的思惑が絡む三角形の左側にある機構や仕組みでは保証しきれないと考える。商業的、経済的な関心が最優先されるリスクが大きすぎるからである。そのようなわけで、新法は三角形の右側が文化遺産文化遺産に対して責任を負うシステムを提供する。つまり行政が何を調査するのか決定するのである。開発計画者が考古業者の入札に使う文書の元となる、研究課題を含むプロジェクト概要(計画)を作る責任は行政にある。

(註) W. Willems & R. Brandt, 2004: Dutch Archaeology Quality Standard, The Hague. (<http://www.sikb.nl/upload/documents/archeolo/knauk.pdf>より入手可能)



3 隣接する2つのゴール・ローマ寺院が1994年にナイメーヘン町の都市再生に伴う工事で出土し、発掘が行われた。



4 マース川のウォーターフロント改善工事に伴う、フェンロー町の中世城壁発掘調査の様相。上空から。(2005年)

発された。1999年に全ての関係者（大学、民間企業、各レベルの自治体、オランダ考古学者協会：以下NVvA、開発業者）を含む国家レベルの準備委員会が創設された。指針は2年がかりで検討され、2001年以来順調に活用されている。考古学的文化遺産マネジメントサイクルは図4のように6つのプロセスに分けられ、それぞれに指針が設けられている。

指針は個々の要員にかなりの責任を課すもので、このため要員の専門知識を明確に定義し、要員を評価する必要が生まれた。ここで文化省は全国規模での「考古学者登録簿」を作成するようNVvAに要請した。NVvAはそれを受け学歴、職業訓練歴、職歴（経験）による登録簿草案を用意した。登録者には継続的な職業訓練が義務付けられてもいる。

しかしこの原稿を書いている時点で登録システムはまだ始動していない。登録システムが機能していないということは品質保証システムという「カクテル」から重要な要素が抜けているということでもある。この

登録システムの欠陥はまた、倫理に反した行動を取った者の登録を抹消する権限がないということである。

この品質保証システムで重要と認識される最後の要素は、考古学的発掘調査では適切な研究課題（研究主題）が明確にされなければならないということである。指針が提供するフレームワークでは、発掘プロジェクトは何か（どの研究課題が）、どうやって（どのような手段で）追求されるのか、というプロジェクト概要（計画）に従って行うことが要求される。しかしこれではまだ、適切に役に立つ課題が提議されるという保証はない。地方分権制となった今、発掘の決定権は殆どの場合、独自の考古学者を持たない約450の小自治体にゆだねられている。そのため、地方自治体用ガイドラインとなる「研究方針」を示すことが急務となった。研究方針と指針を連結させ、2006年度中に機能させることが目標である。

オランダの考古学的文化遺産マネジメントが根本的な変化の過程にあることは明らかであり、現時点では



5 「自然開発」という名のもと、河川をふたたび蛇行させる工事は、文化遺産への新たな脅威となっている。

殆どが新しく、まだ完成されていない部分もある。しかし発掘後2年以内に報告書を刊行するという義務づけはオランダ考古学に大変革をもたらした。確かにこれら報告書には質的に落ちるものも含まれるが、未刊行の発掘結果がこれ以上堆積することだけは防ぐことができたわけであり、発掘結果がより早く一般に公開されるようになったのである。

遺跡を保存するのが最優先

反面、変化に影響されずに続く面もある。元来オランダでは考古学的文化遺産の現状保存が前提である。現在でも開発計画抑制や計画変更などを講じて保護され、専門スタッフが必要となる解釈や展示・誇張を行うケースは限られている。博物館が遺跡を覆うヘルレン町のローマ時代の大浴場（thermen）のように、展示型の遺跡公園もないわけではない。これらの施設は主に地方自治体が率先して造り、文化遺産を資源として学校教育や観光目的に利用している。しかしこれら施設は品質保証システムの範囲に含まれず（図4参照、「解釈」は意図的に外されている）、そのマネジメントは政治家の思惑に左右されるのが常である。これら「博物館化」された遺跡公園に国家レベルで関わることは稀である。事実、国家政府が遺跡を購入したのは実に1880年が最後なのである！

もちろんオランダにも古墳、巨石墓、城砦のある丘などのように視界に入りやすい指定保護記念物がいくつかある。これらは例えば周囲の木を刈りこんだり、説明版をつけたりして僅かに展示・誇張される場合も

ある。遺跡を公開する一般的な方法は、景色のよい文化歴史的サイクリングコースに含めることである。しかし、重要な遺跡は人目に触れないようにする、という基本姿勢は変わらない。オランダ国立考古局（Dutch State Antiquities Service : ROB）が保存状態を監視しつつ、情報源として手をつけずに遺跡を保存することが最優先なのである。現在のマネジメント政策は整備を必要としない形で遺跡を可能な限り開発に統合するというものである。国家レベルでの努力は現在この点に絞られており、これを文化省と住宅・空間計画・環境省が共同出資で研究している。例えば都市開発を計画する場合、先史時代の集落が見つかった場所に公園を配置し、発掘調査せず保存する。また、近年は何らかの形で遺跡を「描く」努力をする傾向にある。例えば最近、ライン川沿いのユトレヒト近郊で開発前調査の段階においてローマ時代（紀元後125年頃）の軍用道が発見された。新しい道路をその上に建設することによって遺跡は保護され、同時に道としての性格が「復帰」し、新しい住宅地にアイデンティティと歴史的深みを与えた。実際、不動産業者による「オランダ最古の通り沿いの家を購入しませんか？」の売り文句はその後、成功をおさめたのである。

●ウィレム・J・H・ウィレムス

オランダ国立考古監察局局長、ライデン大学教授。1950年オランダ生まれ。アメリカ・オランダで教育を受けアムステルダム大学より博士号取得。過去にオランダ国立考古局（ROB）局長、国の主任考古学者、国立考古監察局（RIA）局長など歴任。マルタ協定編纂委員会、欧州主任考古学者協会会長、欧州考古学者協会会長、ICOMOS考古学遺産委員会欧州地区副会長も勤め、世界遺産の評価にも関わる。2004年、文化遺産分野での国際協力に対するドイツの賞を受賞。専門はローマ考古学、考古学文化遺産マネジメントに関する著作も多数。

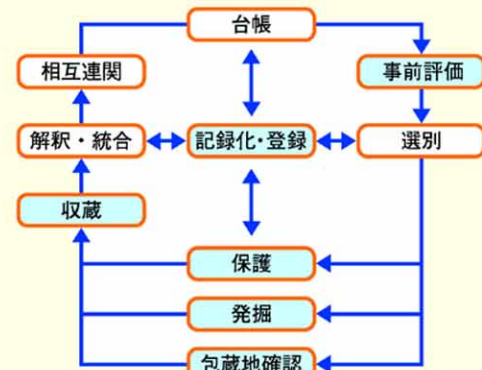


図4 文化遺産マネジメントの循環的プロセス

オランダ考古学指針は文化遺産マネジメントの6つの主要プロセス（青色）を対象としている。選別プロセスは行政の仕事であり商業活動の一部ではないため指針の範囲にない。また、解釈・統合にも指針は設定されていない。発掘調査後2年以内に刊行すべき一次報告書の分析や解釈の指針はもちろんあるが、それ以上の分析・統合は厳密には研究対象であり、同じように統制されるべきでないと考えられた。

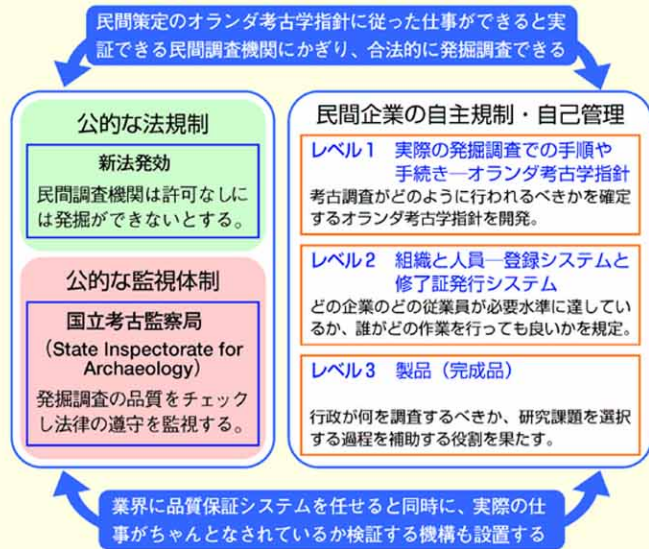


図3 公共団体と民間団体による品質保証の「カクテル」（融合体）